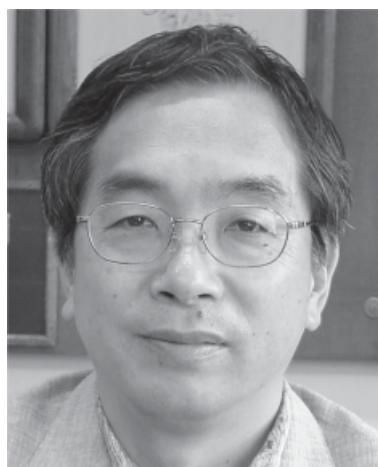


インタビュー

協同労働と雇用労働が一体となる 運動を

伊藤彰信さん（全日本港湾労働組合書記長）



2002年3月5日中央大学駿河台記念館で、シンポジウム『これでいいのか雇用対策～中小企業労働者の視点から』が開催され、全港湾など中小企業労働者の多い独立系単産から、現在の大企業中心の雇用政策への批判とそれに対するオルタナティブとして労協法の制定も視野に入れた「中小企業労働者の失業と雇用に関する政策提言」が発表されました。その後2年が経ち、中小企業を取り巻く労働の状況と新しい労働運動の展望について、全港湾書記長の伊藤さんに伺いました。（編集部）

2年前に、政策提言（「中小企業労働者の失業と雇用に関する政策提言（第1次案）」）を出されて、その中で特にオルタナティブとして5つの提起をされていますが。

：まず背景としては、失業問題が非常に深刻になった時期だったことがあります。ところがリストラがどんどん進行する中で、大手の組合を見ていると、結局、労使合意に基づいて強制的な首切りなしに、しかも非常にいい条件で退職をしていくということがありました。一方で中小はもっとひどくて、雇用対策をしっかりと立ててもらわなくてはいけないのではないかと問題意識から、こういう提言をしてみようとなりました。つまり労働者一般に対する政策ではなくて、中小企業労働者の立場から見てモノを申すということ

をやる必要があるんじゃないかと、こう考えたわけです。ただ「失業と雇用に関する政策提言」と言っていますが、実際は失業者に対してどうしたらよいかという方が重点でした。

5つの領域ですが、まず大企業だけがうまく会社を整理してしまって、中小にその責任を押し付けてしまうことや、ダンピング強要の問題、それから中小労働者の労働債権の保護の問題、雇用保険の問題、それから雇用創出の問題ですね、そういう点で一応提言をまとめてみました。

書いてみての反応としては、今までこういう労働政策の提言をするときに、例えば中小企業労働者だけとか、パート・未組織にも関係する人だけを区別してこういう対策を立てるということがまずなかった。それ

から連合、全労連、全労協それぞれの方を呼んだシンポジウムをやって、非常に興味を引くかたちで見ていただいたと思います。

けれど「具体的にそれがどう活かされたか」という問題からいうと、その後も労働省などともいろいろ話しましたが、雇用対策や雇用保険政策などは「中小労働者を特別扱いはすることは、なかなか難しいですね」で終わってしまっているんですね。それ以上我々が進められてないというのは、運動上の問題と、もっとより細かな整合性を持った政策にこれをまとめ上げていくという能力が我々の側では不足しているということの結果なんだろうと思いますが、本来的にはナショナルセンターもこういうことを考えなくてはいけないのではないかという問題提起としてはおもしろかったのでは、と思っています。

これ第一次案ですが、その先というのは・・・。

：まだちょっとないですね。第一次案をつくる時は、中小企業労働者がここまでいじめられているときに、むしろエゴを打ち出して運動をやらう、そういう政策闘争をやってみよう、という意気込みがありました。とにかくもう少しこれを練っていくということになると、大きな視野でもう一度個々の部分がきちんと整合性をもったかたちで主張できているんだろうかという議論をしなくてははいけません。それより中小労働者のエゴだけでも叫んでみる、ということに運動的な意味があったんだろうと思います。そのときどきに声をあげてくという大切さを一応確認できたということでしょうか。

その後、中小企業の労働組合などからは反応がありましたか。

：あまり広がってはいませんが、この提言は「大企業だけがリストラして儲けてるんじゃないか」ということに対してきちんと批判ができています、と。ナショナルセンターでいうと全労働者のことを考えてしまうので、なかなか中小だけの雇用を反映した政策というのは、出しにくい。そういう意味では、中小の労働者の立場から言うと、大企業はそれこそ「大名リストラ」みたいなものを作り、そういう金をもらって自分らが退職しておきながら、企業再編や工場の閉鎖をやって、しわ寄せだけを全部中小に押し付けていると。それで苦しんでいる中小の側から言うと、やはりこういうことをきちっとしておく必要があるんじゃないかとそういう声がありましたよね。

競争が激しくなって、中小企業が切り捨てられていく中で、そこで働く人たちの生き残り策のようなものについてはどのようにお考えですか？

：例えば、地方自治体が工業団地を作って、税制の優遇措置も含めて、企業を呼び込み、やっとな税金をまともに取り得るような時期になったら「さよなら」ということで海外に行ってしまう。それで、一企業何百人の失業者の対策を今度は地元側に押し付けてくる。今まで一生懸命貢いだのにその企業からお荷物まで背負わされて、地方自治体はなぜ怒らないのか。それだったら、自治体・行政も一緒になって「少なくとも税金を免除していた分だけ、あるいは優遇してた分

だけ返してから海外に出て行け」とかね、「残った何百人の地元の労働者の雇用に関しては何年分くらいの責任を持っていけ」とか、そういう言い方をしているわけです。やはり単に一企業の問題だけじゃなくて、地域の問題だと思うんですね。そういう問題提起もしている。

それと同時に、地域における雇用創出という視点を打ち出している。グローバル化に対して、もっとローカルなところからきちんとまた経済基盤をつくらなきゃいけないだろうということを考えています。それにはまた、農業、水産業、林業の問題もあるでしょうし、ものづくりの問題もあるでしょう。一方に偏っただけの経済というのはなかなかつくれるわけで、地域経済が環境にも取り組み、福祉もあり、モノづくりも地場でできる、という視点が打ち出せたのではないかと思います。

どうやってその地域の中で雇用を充たすのかというのが、もはや自治体としての非常に大きな課題になっている、ということですね。

：そうですね。この提言をした時期、ちょうど高校生の就職率が50%くらいで、地方の県や市が自ら、その人たちの雇用のためにアルバイトでもいいから1年2年雇いますと言った時期ですからね。

私たちとしても問題関心が重なるテーマとして、一つはいわゆる公共サービスが、民間に移転されるときに労働の問題。もう一つは地域における雇用創出といったときに、労働者自身が立ち上げる事業というものはどういうものなのか、という

ことの2つがあるのですが。

：例えば、私から見るとワーカーズの人たちの一部には最賃法以下でも、楽しく働ければ良いという意識があって、労働者という意識が少ないように思えます。当然、「働いてその対価として受け取る賃金によって、まともな生活ができる」というものではなくてはいけないだろうと思います。そのような労働条件をどう獲得していくのか、それも今後の課題として、地域の中で、例えば生活保護との関係とか、もうちょっと言えばリビングウエッジのような考え方などの問題にも共通したかたちで労働条件を地域でどのようにつくっていくのか、という視点が必要になってくるだろうと思いますね。

同時に雇用創出という考え方からいえば、とくに人手がかかるのは福祉や教育ということになるわけです。そういうところに「緊急地域雇用創出特別交付金」などの使い途をどうしていくのか、その地域の雇用創出との絡みで考えていくという新しい問題提起が出てきたわけなので、この制度はなんとか継続させて、地域の人たちが参加しながらそのお金を使って雇用創出に結び付けていくという道筋をつくっていく必要性があるんじゃないかと思います。

労働条件の面と雇用創出の面で言えば、双方が参加型のかたちで意見提言がなされ、地域行政もそれを大切にしながらやっていくという構造をつくること、今までとは違い、切捨てだけじゃなく、そこにある生活を守っていくという視点からの労働という問題意識が定着していくのではないかと思います。

そういう意味ではここで提言されている

ことというのは、いわゆる企業内労組という枠を大きく越えて「地域をどうするか」ということへの提言であると思います。ただ、労働組合が、そのようなテーマに取り組んでいくのはなかなか難しい部分もあるのではないかと思うのですが。

：例えば私は港湾の労働組合にいるわけですが、港湾労働というのは、船に荷物を積んだり降ろしたりという作業をしているわけです。ところで、その荷物はどこに行くかといえば、地域の工場であり、あるいはそこで生活する人たちの生活物資であったりするわけで、港というのは非常に地域経済と密着しているわけです。そこで、自分たちの賃金や労働条件さえ良くなればいいのではなくて、地域経済が良くなれない限り自分たちの労働条件も確保できないという視点を持たないと、工場が一つ移転したらそれでおしまいになるんですよ。それは我々も失業するかもしれないけども、それによって地域全体にはもっとほかにもその影響を受ける人たちがいるわけですから、そういう人たちとも一緒になって地域経済がどうあるべきかという視点を持つようにしないといけないんじゃないか。これは私の立場から言ってもそうであるし、ほかの中小の製造業の下請けや、あるいは流通部門など、それぞれの視点から見ての地域経済につながっていると思うんですね。それが大企業の一方的方針で例えば海外に移転するというだけで、その街全体にもものすごい影響を与えるわけですからね。

労働条件というところで言うと、例えば若い人たちの働く問題、それこそフリーターと言われるような、なかなかまとも

な労働にありつけないというような状況が生まれてきていると思うのですが、それについてはどういったことが考えられますか。

：これから本当に深刻になるだろうと思いますね。親のすねをかじっているうちは構わないのだけれども、あんな低賃金で働いていては将来結婚もできない、老後はどうなるかわからないという状況になってきますよね。日本の今の労働構造そのものが、いわゆる年収300万以下の労働者と、外国の工場までも管理できるような能力を持った年収700万とか800万以上の労働者へと分化している状況にあると思います。

中小企業の労働者の労働運動をやる立場からいうと、今まではナショナルセンターの中で大企業と一緒に一つ一つの「労働者」としてモノを言うというかたちでやってきたんだけど、中小は中小という独自性を出して、そしてパートとかフリーターとか派遣で働いている人たちの問題も含めた労働政策というか労働運動をやっているかないと。今まで中小労働運動が存在していた大企業の後についていって、そのおこぼれを頂戴するというような位置から、「日本型系列」が壊され、親会社だと思っていたのに何の面倒も見えてくれないまま切り捨てられる状況の中で、別のかたちで横に団結をしながら自分たちの生活を守っていく、というように視点を変えていかなければいけない。これも政策提言をした一つの意味であるわけです。

しかし、突き詰めていくと、いわゆる戦後すぐの製造業を中心とした日本の労働法体系というものが、それではもうだめだということになってきているわけで、それでは

第三次産業が多数を占めている今、どういう視点で労働法というものを見たら良いか、ということにまでなっていくので、そこはなかなか大変だなということです。

かなり問題意識として共通する部分があるんじゃないかと思うので、労働者協同組合としてもいろいろ参考にさせていただきたいと思います。

：私が議長をしている労供労組協(労働者供給事業関連労働組合協議会)は労働者供給事業を軸にして結集しているのですが、働き方を見れば今の多様な雇用形態があり、協同労働もあり、それから契約労働もありますが、日本の法律は雇用労働の枠内でしか労働という概念を捉えていないわけですよ。国際的には労働の概念が非常に広くなって、それぞれの働き方に対する規制、ルールづくりがされているのですが、日本の場合は労働といったときには雇用労働、まさにレイバーでしかない、賃金関係があるという部分だけで見ている労働になってしまっている。

そこで労働者の権利を守りながらそういった広い労働概念に対してどう我々は新しいルールをつくっていくのか、というようにも問題を立てていかないと。一方において、その協同労働の一部分で「別に最低賃金法を守らなくていいんだ」という考え方を出されちゃうとそれは困るなど。幅広くは捉えるんだけど、労働という概念では一緒であって、なおかつそれぞれのルールをつくっていくという視点を持たないと、お互いに「協同労働の協同組合」法をつくっていくことや協同労働を軸とした運動と、それから雇用労働を軸とした運動とが一体

になった運動というのはなかなかつくれないんじゃないかなと思います。その辺の視点をもう少し国際的な動向を少し勉強しながらやってかないといけませんね。

市民運動や市民活動が発展していった生まれたものを、「仕事」としてやるというのはどういうことなのか、もう一度きちんと考えなくてはいけないのではと思います。

：日本の労働法というのは、使用者の義務を定めたもので、労働者の権利を定めているわけではないんですね。そこから発想を変えないと、それこそ提言を出しても、だめなんですよ。本来的にはそこからもう一回組み立て直して権利宣言のところから整理していかなければならないですね。

近年、グローバル経済の繁栄から排除された人たちが先進国の中でも増えてきていて、まともな労働をとり戻すために協同組合を促進しようという主旨で、一昨年ILOが協同組合に関する勧告というのを出しました。どんな労働をつくっていくかという主体としての協同労働がこれからもっと重視されるのではないかと考えています。法制化の問題も含めて、ぜひ今後ともいろいろとご意見・ご協力をいただければと思います。ありがとうございました。

(2004/4/20)

『政策提言』の全文

(<http://www.zenkowan.org/documents/doc2002/seisaku.htm>)